

高松大学研究紀要・高松短期大学研究紀要編集要領

(本方針の趣旨)

第1条 この要領は、高松大学研究紀要及び高松短期大学研究紀要編集委員会内規第7条の規定に基づき、高松大学及び高松短期大学の研究紀要(以下、紀要という。)の原稿募集、編集、刊行等に関し、必要な事項を定めるものである。

(紀要発行の目的)

第2条 高松大学及び高松短期大学(以下、本学という)における、教育研究能力の向上を図るとともに、本学での研究成果を発信することにより、その成果が広く社会において活用されることを目的として、紀要を発行する。

(発行回数)

第3条 紀要は原則として毎年2回、9月と2月に発行する。

(投稿資格)

第4条 紀要に投稿できるのは以下の者とする。

- (1)本学において教育・研究に携わっている者(共著者の内の1名が該当していればよい)。
- (2)その他、編集委員会が執筆を認めた者。

(論文等の種類)

第5条 論文等は次の様に分類し、掲載する。

(1)原著論文

独創的な研究で、価値ある結論が得られており、当該分野への貢献度が高いと認められるもので、未発表のもの。

(2)研究ノート

論文にまとめる前段階として位置づけられ、原著論文として公刊するには未熟であるが、当該分野における実証的あるいは論考的研究への新たな示唆や問題提起等を含む論文であって、未発表のもの。教育実践に関わる研究成果の報告、研究授業報告、調査研究の報告、新たに開発された研究方法の紹介、学術的価値の認められる資料論文を含む。

(3)翻訳

学術論文等の翻訳。

(4)書評

専任教職員の著書に関して編集委員会が委嘱したものや、既刊単行本(和書・洋書)の内容に対する批評。

(5)その他

編集委員会が学術的価値があると認めたもの。

(論文の分量、投稿方法)

第6条 原稿の分量や投稿方法は以下の通りとする。

- 1)原稿は電子媒体(USB メモリー等)にハードコピーを添えて、両方同時に提出するものとする。
- 2)ハードコピーは、A4版用紙を使用し、日本語の場合は1枚40字×37行、英語の場合は、1枚半角文字で80字×37行とし、いずれも30枚以内を目安とする。

(論文掲載の可否)

第7条 投稿論文掲載の可否は、査読者による査読結果を参考に編集委員会が決定する。

また、修正を条件として、掲載を可とすることがあり、その場合、修正して掲載を希望する執筆者は、所定の期日までに、修正した原稿を新たに編集委員会に提出しなければならない。

(校正など)

第8条 校正は、誤字脱字など誤植の訂正のみを行い、編集委員会から修正を求められた場合を除き、本文の追加・修正はできないものとする。また、執筆者校正は再校までとする。

(論文の掲載順序)

第9条 論文の掲載順序は、第5条の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)の順とし、同一種類内では、原稿を受理した順とする。

(別刷)

第10条 必要部数を原稿提出時に申し出ること。別刷は有料とする。

(紀要の電子化)

第11条 執筆者は、投稿原稿の「複製権」と「公衆送信権」の行使を高松大学・高松短期大学に委託する。

本学は、「高松大学・高松短期大学学内webページによる電子著作物の公開について」(申し合せ)を遵守し、デジタル化して電子情報として公開する。